

平成23年度
奈良県特別職報酬等審議会

【 第 1 回 】

平成23年11月1日(火)
奈良県文化会館 第3会議室

《 目 次 》

	〈頁〉
1 奈良県特別職報酬等審議会の会議の公開について	1、2
2 審議会等の会議の公開に関する指針	3、4
3 奈良県情報公開条例（抜粋）	5
4 県議会議員等の報酬及び給料額について（諮問）	6
5 平成23年給与勧告等の概要	7～10
6 特別職報酬等の状況	11、12
7 奈良県特別職報酬等審議会条例	13
8 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の 額並びにその支給条例	14
9 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例	15

奈良県特別職報酬等審議会の会議の公開について

1. 会議の公開又は非公開

奈良県特別職報酬等審議会の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、原則として公開する。

ア 奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第7条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合

イ 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2. 公開の方法

(1) 審議会の会議は、傍聴により行うものとする。

(2) 傍聴に係る手続及び遵守事項について規定した「奈良県特別職報酬等審議会傍聴要領」を別紙のとおり定める。

(3) 傍聴に係る手続は、(2)の「奈良県特別職報酬等審議会傍聴要領」に基づき行うものとする。

3. 適用期日

平成21年10月27日以降に開催する会議から適用する。

奈良県特別職報酬等審議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、許可を得た上で、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴者の定員は、会議ごとに定めます。なお、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設けます。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する場合は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
- (2) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、許可を得た場合は、この限りではありません。
- (6) 携帯電話等を使用しないこと。
- (7) 非公開となる議題の審議にはいる場合で指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2に違反したときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴者が2の違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。
- (4) 会議の秩序を維持するためやむを得ない場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

審議会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、審議会等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、県政の透明性の一層の向上を図り、もって開かれた県政を推進することを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」という。）とする。

3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、原則として、公開するものとする。ただし、審議会等の会議が次のいずれかに該当するときは、公開しないことができる。

ア 法令等の規定により会議が非公開とされている場合

イ 奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第7条各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）について審議等を行う場合

ウ 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

4 公開又は非公開の決定等

(1) 審議会等の会議の公開又は非公開は、3の会議の公開の基準に基づき、当該審議会等が決定するものとする。

(2) 審議会等は、会議を非公開と決定した場合は、その理由を奈良県のホームページへの掲載等により、明らかにするものとする。

5 会議開催の周知

審議会等は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、奈良県のホームページへの掲載、報道機関への情報提供等の方法により、次の事項を県民に周知するよう努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じ、周知する時間的余裕がないときは、この限りでない。

ア 開催の日時及び場所

イ 会議の議題

ウ 傍聴者の定員及び傍聴の手続

エ 問い合わせ先

オ その他必要な事項

6 公開の方法

(1) 審議会等は、会議を公開するときは、傍聴者の定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるものとする。

(2) 審議会等は、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項等を規定した傍聴要領を定めるものとする。

7 議事録等の公開

- (1) 審議会等は、原則として、奈良県のホームページへの掲載等により、会議の終了後速やかに、議事録を閲覧に供するものとする。
- (2) 審議会等は、不開示情報があること等により議事録を公開できない場合であっても、会議の概要を(1)に準じて閲覧に供するよう努めるものとする。

8 その他

この指針の施行に関し必要な事項は、別に定める。

9 施行期日等

- (1) この指針は、平成20年4月1日から施行する。
- (2) この指針の施行の際現に存する審議会等は、会議の公開又は非公開に係る事項を検討し、公開できる会議については、準備が整えば速やかに会議の公開を実施するものとする。

○奈良県情報公開条例

(平成十三年三月三十日 奈良県条例第三十八号)

(行政文書の開示義務)

第七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 法令若しくは他の条例(以下「法令等」という。)の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

五 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

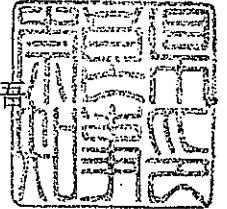
オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

七 議会の会派又は議員の活動に関する情報であって、公にすることによりこれらの活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

人 第 233 号
平成23年10月28日

奈良県特別職報酬等審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正 吾



県議会議員等の報酬及び給料額について（諮問）

議会の議員の議員報酬の額並びに知事、副知事の給料の額の改定について、
下記の事項について意見を求めます。

記

（諮問事項）

議会の議員の議員報酬の額並びに知事、副知事の給料の額の改定について

平成23年 給与勧告等の概要

平成23年10月27日
奈良県人事委員会

本委員会は、本日(10月27日)、県議会及び知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。その概要は、以下のとおりです。

○ 給与勧告のポイント

～ 月例給は引下げ、ボーナスは改定なし。～ 平均年収は△1.9万円

- ① 公民較差(△0.25%)を解消するため、月例給(給料月額)の引下げ改定
- ② 期末手当・勤勉手当は民間の支給割合とおおむね均衡し、改定なし

I 給与の改定等

1 給与の改定

(1) 県職員の給与と民間給与との比較

① 月例給

民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差		特例条例 (給与減額) の適用
		(A) - (B)	$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$	
387,429円	388,381円	△952円	△0.25%	減額前
	(387,572円)	(△143円)	(△0.04%)	減額後

(注) 1 職員の給与は、行政職給料表適用者(平均年齢43.8歳、平均経験年数22.0年)であり、諸手当(扶養手当、地域手当、住居手当等)を含む。

2 職員の給与・較差欄の上段は、特例条例による管理職員に対する減額前の職員給与に基づき算定。同欄の下段の括弧書きは、特例条例による管理職員に対する減額後の職員給与に基づき算定

② 期末手当・勤勉手当(ボーナス)

民間の支給割合(3.97月)は、現行の職員の支給月数(3.95月)とおおむね均衡

(注) 民間の支給割合は、平成22年8月から平成23年7月までにおける支給状況

(2) 給与改定の内容

① 給料表

人事院勧告に準拠することを基本に改定

- ・ 中高年齢層を対象として引下げ
- ただし、医療職給料表(一)については改定なし

② 期末手当・勤勉手当(ボーナス)

職員の支給割合は、民間とおおむね均衡していることから改定なし

③ 給与の調整措置

人事院勧告に準じて所要の調整措置を行うことが必要。なお、本県では、管理職員については特例条例による給与の減額が継続されているため、当該条例による減額措置の緩和も検討することが望ましい。

(3) 改定の実施時期

改正条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施

2 給与構造改革における経過措置の取扱い等

- ・ 給与構造改革における経過措置は、実施期間が本年度6年に及び、相当の期間が経過したことから、本県の実情等を踏まえつつ、廃止に向けて検討すべき段階にきていると思料
- ・ 職員の給与については、引き続き、給与構造改革に基づく諸施策の結果を踏まえ、本県の実情に即し適切に対応していくことが必要

3 自宅に係る住居手当

- ・ 平成21年の国の廃止を受けて、既に廃止している都道府県は相当数見受けられ、今後も増えるの見込まれるが、本県の実情を見据えて、引き続き、本手当のあり方を検討していくことが必要

II 人事管理

1 勤務環境の整備

(1) 超過勤務の縮減

- ・ 全庁を挙げての取組を継続するとともに、業務執行体制の見直しや弾力的な人員の配置の実施など、効率的、合理的な組織の運営に向けた取組を併せて行うことが重要
- ・ 管理職員自らが意識改革を行い、部下を指導するとともに自らも率先垂範するマネジメント能力を一層磨くことが肝要
- ・ 職員一人ひとりも、常にコスト意識を持って、効率的で円滑な業務の執行を心がけることが大切

(2) 年次有給休暇の取得の促進

- ・ 管理職員が自ら範を示すことが重要であり、同時に職員自らが仕事と生活の調和のとれたメリハリのある働き方を心がけ、計画的・連続的に取得するよう努めることが必要
- ・ 休暇の取得が進まない職場においては、管理職員が中心となってその原因を究明し、その改善に努め、休暇の一層の取得促進を図ることが必要

(3) 両立支援の推進

- ・ 本年1月から子の看護休暇の対象者を拡大し、制度の更なる拡充に努めるとともに、職員の子育てハンドブックによる制度の周知などの取組を進めているところ。今後、制度が利用しやすい職場の環境づくりや使いやすさの工夫に努めるとともに、特定事業主行動計画を着実に遂行していくことが必要
- ・ 育児休業の期間が1か月以下の場合、その期間に比し大幅に減額される仕組みとなっている期末手当について、国と同様の措置を検討することが必要

(4) 職員の健康の保持

- ・ 各種相談業務や研修会の開催、職員向けガイドブック策定、職場復帰及び再発防止のための支援、パワー・ハラスメント防止のための指針策定など、様々な取組が行われているところ。健康で安心して働き続けられる職場づくりを目指し、これらの取組を総合的かつ体系的に進めていくことが必要
- ・ メンタルヘルス対策には、予防や早期発見の視点に立った取組が重要であり、管理職員においては、職員が気軽に相談できる雰囲気をつくる等の職場環境づくりに率先して取り組むことが必要

2 人材の確保・育成

(1) 人材の確保

- ・ 優秀な人材の確保のために、県の施策や仕事の魅力を情報発信していくことが重要
- ・ 国及び他の地方公共団体並びに民間企業の動向を踏まえ、これからの県政を担いうる資質の高い人材の確保に努めていくことが必要

(2) 人材の育成

- ・ 各種研修やOJTの実施など、様々な人材育成と士気向上に向けた取組を進めるとともに、職員が目標を持って、自ら創意工夫し、前向きに仕事に取り組める体制づくりが必要
- ・ 女性職員の意欲、能力を活用していくため、職域の拡大や管理職への登用も積極的に進めていくことが必要

3 高齢期の雇用問題

- ・ 定年の延長問題については、地方も国と同一の歩調で対応しなければならないところであり、国の動向に注視し、本県の実情に応じた制度の枠組を早急に検討することが必要
- ・ 職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく、職務に専念できるように早期の情報提供が必要

4 労働基本権問題

- ・ 国家公務員制度について、国家公務員制度改革関連4法案が国会に提出されていることに合わせ、総務省より「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」が示されていることから、今後における地方公務員の新たな労使関係制度の設計に向けた議論について、十分注視していくことが必要

5 非常勤職員の処遇

- ・ 昨年10月、国家公務員の日々雇用職員が、期間業務職員の制度に改められたこと、これらの職員についても育児休業や介護のための休暇が設けられたことから、本県における現行の日日雇用職員について、任用のあり方と休暇について検討していくことが必要

Ⅲ 給与勧告制度の意義及び実施の要請

- ・ 給与勧告制度は、労働基本権が制約されていることの代償措置であり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与水準を維持・確保する手段として重要な役割を果たしていると思料
- ・ 議会及び知事におかれては、給与勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、勧告どおりに実施されるよう要請
- ・ 特例条例による給与の減額措置は、本年4月から、一般職員については廃止されたものの、管理職員については引き続き実施されているところ。当該措置は、地方公務員法に定める給与決定の原則と異なるため、今後、諸情勢が整い次第、すみやかに給与勧告制度に基づく本来の職員の給与水準が確保されるよう望むもの

【参考】

改定後の平均給与

(行政職給料表適用者)	現 行	改 定 後	増 減
月 額	388,381円	387,227円	△ 1,154円
年 額 (期末・勤勉手当含む)	6,249,000円	6,230,000円	△ 19,000円

- (注) 1 特例条例による減額措置がないものとした場合で算出
 2 行政職給料表適用者の平均年齢は43.8歳、平均経験年数は22.0年
 3 諸手当(扶養手当、地域手当、住居手当等)を含む。

モデル給与例

(行政職給料表適用者)

項目 職名	年 齢 (歳)	家 族 構 成	給 与 月 額 (円)		年間給与の減少額 (期末・勤勉手当含む) (円)
			改 定 前	改 定 後	
部 長	—	配偶者	685,335	682,815	△44,000
部 次 長	—	配偶者	614,565	612,255	△40,000
課 長	—	配偶者、子1人	544,635	542,535	△35,000
課 長 補 佐	50	配偶者、子2人	452,445	450,450	△33,000
係 長	45	配偶者、子2人	418,320	416,745	△26,000
主 査	40	配偶者、子2人	388,920	388,920	0
主 査	35	配偶者、子1人	332,745	332,745	0
主任主事	30	配偶者	267,855	267,855	0
主 事	25	独 身	206,745	206,745	0

- (注) 1 特例条例による減額措置がないものとした場合で算出
 2 給与月額及び年間給与(期末・勤勉手当含む)の減少額は、給料、扶養手当、管理職手当及び地域手当を基礎に算出
 ○地域手当 : 本庁勤務5.0%
 ○管理職手当 : 課 長 (76,700円)
 部次長 (103,700円)
 部 長 (128,900円)

特別職報酬等の状況

1. 本県の特別職報酬等の額

【適用年月日 平成22年12月1日】

区 分	報 酬 月 額
議 長	968,000円
副議長	846,000円
議 員	780,000円

区 分	給 料 月 額
知 事	1,218,000円
副知事	950,000円

《参考》

給料減額 : 知事10%、副知事5%
(平成15年4月1日～平成24年3月31日)

2. 特別職報酬等改定の推移

<報 酬>

適用	改定額等	議 長	副議長	議 員
H2.10 ~	月 額 改定額 改定率	910,000 円 + 80,000 円 9.64 %	790,000 円 + 70,000 円 9.72 %	730,000 円 + 60,000 円 8.96 %
H5.10 ~	月 額 改定額 改定率	990,000 円 + 80,000 円 8.79 %	860,000 円 + 70,000 円 8.86 %	790,000 円 + 60,000 円 8.22 %
H10.10 ~	月 額 改定額 改定率	1,030,000 円 + 40,000 円 4.04 %	900,000 円 + 40,000 円 4.65 %	830,000 円 + 40,000 円 5.06 %
H15.1 ~	月 額 改定額 改定率	1,020,000 円 △ 10,000 円 △ 0.97 %	891,000 円 △ 9,000 円 △ 1.00 %	822,000 円 △ 8,000 円 △ 0.96 %
H15.12 ~	月 額 改定額 改定率	1,008,000 円 △ 12,000 円 △ 1.18 %	881,000 円 △ 10,000 円 △ 1.12 %	813,000 円 △ 9,000 円 △ 1.09 %
H17.12 ~	月 額 改定額 改定率	1,003,000 円 △ 5,000 円 △ 0.50 %	877,000 円 △ 4,000 円 △ 0.45 %	809,000 円 △ 4,000 円 △ 0.49 %
H18.4 ~	月 額 改定額 改定率	972,000 円 △ 36,000 円 △ 3.57 %	850,000 円 △ 31,000 円 △ 3.52 %	784,000 円 △ 29,000 円 △ 3.57 %
H21.12 ~	月 額 改定額 改定率	969,000 円 △ 3,000 円 △ 0.31 %	847,000 円 △ 3,000 円 △ 0.35 %	781,000 円 △ 3,000 円 △ 0.38 %
H22.12 ~	月 額 改定額 改定率	968,000 円 △ 1,000 円 △ 0.10 %	846,000 円 △ 1,000 円 △ 0.12 %	780,000 円 △ 1,000 円 △ 0.13 %

<給 料>

適用	改定額等	知 事	副知事
H2.10 ~	月 額 改定額 改定率	1,160,000 円 + 100,000 円 9.43 %	910,000 円 + 80,000 円 9.64 %
H5.10 ~	月 額 改定額 改定率	1,260,000 円 + 100,000 円 8.62 %	990,000 円 + 80,000 円 8.79 %
H10.10 ~	月 額 改定額 改定率	1,320,000 円 + 60,000 円 4.76 %	1,030,000 円 + 40,000 円 4.04 %
H15.1 ~	月 額 改定額 改定率	1,307,000 円 △ 13,000 円 △ 0.98 %	1,020,000 円 △ 10,000 円 △ 0.97 %
H15.12 ~	月 額 改定額 改定率	1,292,000 円 △ 15,000 円 △ 1.15 %	1,008,000 円 △ 12,000 円 △ 1.18 %
H17.12 ~	月 額 改定額 改定率	1,286,000 円 △ 6,000 円 △ 0.46 %	1,003,000 円 △ 5,000 円 △ 0.50 %
H18.4 ~	月 額 改定額 改定率	1,224,000 円 △ 62,000 円 △ 4.82 %	954,000 円 △ 49,000 円 △ 4.89 %
H21.12 ~	月 額 改定額 改定率	1,220,000 円 △ 4,000 円 △ 0.33 %	951,000 円 △ 3,000 円 △ 0.31 %
H22.12 ~	月 額 改定額 改定率	1,218,000 円 △ 2,000 円 △ 0.16 %	950,000 円 △ 1,000 円 △ 0.11 %

○奈良県特別職報酬等審議会条例

(昭和三十九年九月二十一日 奈良県条例第十三号)

(設置)

第一条 知事の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、奈良県特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第二条 知事は、議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第三条 審議会は、委員十人をもつて組織し、その委員は奈良県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、知事が任命する。

2 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

○奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例

(昭和三十一年十月十二日奈良県条例第四十号)

(目的)

第一条 県議会の議員(以下「議員」という。)に対し支給する議員報酬の額、費用弁償の額及び期末手当の額並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。

(議員報酬額)

第二条 議員報酬の額は、次のとおりとする。

議長 月額 九十六万八千円
副議長 月額 八十四万六千円
議員 月額 七十八万円

(議員報酬の支給日)

第三条 前条に定める議員報酬の支給日は、毎月二十五日とする。ただし、当該支給日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和三十二年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

2 議会が招集されている場合において、当該議会が前項の規定による支給日前に閉会されるときは、同項の規定にかかわらず、当該議会の閉会の日を支給日とすることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を適用する。

(日割計算)

第四条 新たに議員となつた者の議員報酬の額は、その日から日割によつて計算する。

2 議員が、任期満了、辞職、退職、失職、死亡又は解職等によつてその職をはなれた場合の議員報酬の額は、その当日までを日割によつて計算する。

(その他の日割計算)

第五条 議長、副議長又は議員が、交互に職務を異動した場合の議員報酬の額は、前職に対してはその当日まで、後職に対してはその翌日から日割によつて計算する。

(日割の定義)

第六条 前二条の規定によつて日割計算をするときは、その月の暦日数により算出するものとする。

(費用弁償の額)

第七条 議員が招集に応じ議会若しくは委員会又は地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第百条第十二項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場に出席したときは、費用弁償として、一日につき次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額を支給する。

一 招集地から居住地までの距離が陸路五キロメートル以下である場合 三千五百円
二 招集地から居住地までの距離が陸路五キロメートルを超える場合 三千五百円に陸路五キロメートル又は陸路五キロメートルに満たない端数を増すごとに五百円を加えた額

2 議員が公務のため旅行したときは、前項の規定により費用弁償を受ける場合を除き、費用弁償として、一般職の職員の給与に関する法律(昭和三十五年法律第九十五号)第六条に規定する指定職俸給表の適用を受ける者の旅費相当額を支給する。ただし、県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例(昭和三十五年七月奈良県条例第二十五号)に定めのある旅費(宿泊料、食卓料及び着後手当(宿泊料定額に係る部分に限る。))を除く。)については、県職員の例による。

(期末手当の額)

第八条 議員で六月一日及び十二月一日(次項においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する者には、それぞれの期間につき、期末手当として議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に県職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号)第十九条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。

2 それぞれ前項の基準日前一月以内に退職し、又は死亡した議員についても、同項と同様とする。

(期末手当の支給方法)

第九条 期末手当の支給方法については、県職員に適用される規定(一般職の職員の給与に関する条例第十九条の二及び第十九条の三の規定を除く。)の例による。

(補則)

第十条 この条例に規定するもののほか、支給方法、その他必要な事項については、県職員及び県費支弁職員に対する給与の例による。

○知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例

(昭和二十二年七月十五日奈良県条例第十二号)

第一条 知事及び副知事(以下「知事等」という。)にはこの条例の定めるところにより給料、旅費、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。

第二条 給料額は、次のとおりとする。

知事 月額 百二十一万八千円

副知事 同 九十五万円

第三条 給料は就任の日から支給し、退職、失職又は死亡したときは、その日までこれを支給する。

2 前項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給する以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差引いた日数を基礎として日割によつて計算する。

第四条 知事等が公務のため旅行した場合に支給する旅費の額は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条に規定する指定職俸給表の適用を受ける者の旅費相当額とする。ただし、県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例(昭和二十五年七月奈良県条例第二十五号)に定めのある旅費(宿泊料、食卓料及び着後手当(宿泊料定額に係る部分に限る。))を除く。)については、県職員の例による。

第四条の二 旅費の支給方法については、県職員の例による。

第五条 地域手当、通勤手当及び期末手当については、県職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十三年九月奈良県条例第三十三号)第十九条第二項の期末手当基礎額は、同条第四項及び第五項の規定にかかわらず、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に百分の二十を乗じて得た額及び給料の月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額とし、同条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。

